十二　第二期以後の利子　毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{第十号に規定する第二期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

十三　償還期限　平成三十六年五月十五日

十四　償還金額　額面金額百円につき百円

十五　払込期日　平成二十六年五月十五日

十六　払込場所　日本銀行の本店又は支店

十七　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十七年五月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十七年五月十五日から平成二十七年十一月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額$\times \frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額$\times \frac{79.685}{100}$－受入経過利子に相当する金額）

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.42}{100} \times \frac{\text{初期利子支払期の６ヵ月前の日から発行日までの日数}}{365}$$

㈡　平成二十七年十一月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額$\times \frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額$\times \frac{79.685}{100}$）

十八　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十七年五月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十六年十一月十五日から平成二十七年五月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額$\times \frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十六年十一月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

十九　元利金支払場所　日本銀行

○国土交通省告示第六百七十五号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年六月十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第62条の３第１項の規定により認定を受けた自動車」の下に「、製造過程自動車の型式認定に関する規程（平成26年国土交通省告示第120号）第２条第１項の規定により認定を受けた自動車」を加える。

第八条第四号中「を除く。」の下に「以下この号において同じ。」を加え、「又は車両総重量が車両重量の1.2倍以下の自動車」を「、車両総重量が車両重量の1.2倍以下の自動車又は積車状態における車両の重心の高さが空車状態における車両の重心の高さ以下の自動車」に改める。

第十一条第一項中「及び次項」を「並びに次項及び第５項」に改め、同条第三項中「次の各号」の下に「及び第５項」を加え、同条第四項中「強度」の下に「、滑り止め」を加え、同項第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　接地部は、滑り止めを施したものであること。

第十一条に次の一項を加える。

５　専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって車両総重量3.5ｔ以下のものに備える応急用予備走行装置（応急用スペアタイヤを備えた走行装置、ホイールの中心と車軸への取付け面との距離が通常使用されるものと異なる走行装置、タイヤの構造が通常使用されるものと異なる走行装置、ホイール若しくはタイヤの大きさが通常使用されるものと異なる走行装置又はタイヤの空気圧が低圧の状態においても基本的なタイヤの性能を維持できる技術的特徴を有する走行装置であってタイヤの空気圧が低圧の状態におけるものをいう。以下同じ。）及びタイヤ空気圧監視装置（タイヤの空気圧又は空気圧の変化を監視し、走行中に当該情報を運転者に伝達する機能を有する装置をいう。以下同じ。）は、協定規則第64号の技術的な要件（同規則第２改訂版補足第２改訂版の規則5.及び6.に限る。以下第89条第５項において同じ。）に適合するものであること。

第十二条第一項中「二輪自動車、側車付二輪自動車」を「側車付二輪自動車」に改め、同条第二項中「前項の自動車」を「二輪自動車及び前項の自動車」に改め、同条に次の一項を加える。

３　二輪自動車に備える操作装置の配置、識別表示等に関し、保安基準第10条の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　保安基準第10条各号に掲げる装置は、協定規則第60号の技術的な要件（同規則補足第４改訂版の規則5.及び6.に限る。以下この条及び第90条において同じ。）に定める基準に適合すること。

二　第168条の表４の識別対象装置欄に掲げる装置を備える場合にあっては、前号に定める操作装置の配置、識別表示等を妨げないものとして、協定規則第60号の技術的な要件に定める基準に適合すること。